

会津坂下町内の未給水地区等の世帯及び法人並びに個人事業主の皆様へ

## 会津坂下町未給水地区等世帯生活支援給付金のお知らせ

物価高騰等により生活及び事業活動に影響を受けている町内の未給水地区等の世帯及び法人並びに個人事業主に対し、経済的負担軽減を図ることを目的として、下記のとおり給付します。

### 交付対象者

給付金の交付対象者は、

- ・給水区域以外の区域にあっては上水道を利用できない者
- ・給水区域にあっては井戸水、山水、谷水又は地下水等を使用し、給水契約を締結していない者のうち、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 会津坂下町の住民基本台帳に記録されている住所地において、井戸水、山水、谷水又は地下水等を生活用水として使用している世帯の世帯主。ただし、同一の住所地に2世帯以上ある場合は、当該世帯主の代表者
  - (2) 会津坂下町内において、井戸水、山水、谷水又は地下水等を、給水装置を介して直接事業活動に使用している事業所又は事務所を有する法人で、継続的に事業を営むもの
  - (3) 会津坂下町の住民基本台帳に記録されている者のうち、引き続き会津坂下町の住民基本台帳に記録されている個人であって、井戸水、山水、谷水又は地下水等を、給水装置を介して直接事業活動に使用し事業を営む者

### 給付金の額

世帯・・・21,564円

事業者・・・7,188円

### 申請期間及び提出書類

申請期間：令和7年6月1日から令和8年3月末日までに以下の書類を会津坂下町建設課上下水道班に提出してください。

提出書類：

- ・会津坂下町未給水地区等生活支援給付金事業交付申請書(様式第1号)※世帯
- ・会津坂下町未給水地区等生活支援給付金事業交付申請書(様式第2号)※事業者
- ・申請者確認書類(運転免許証、健康保険証、年金手帳又はマイナンバーカード等のいずれかの写し)
- ・振込先金融機関口座確認書類(通帳(口座番号が書かれた部分)やキャッシュカード等のいずれかの写し)

### 申請書について

申請書については、会津坂下町ホームページからダウンロードできます。また、会津坂下町建設課上下水道班で配付いたします。

### お問い合わせ・申請書提出先

〒969-6592

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地

会津坂下町建設課上下水道班業務係

電話番号：0242-84-1530

## Q & A (未給水地区等世帯生活支援給付金)

### 未給水地区等世帯生活支援給付金の交付対象者等に関すること

#### Q 給付金の交付対象者は、誰になりますか？

- A 会津坂下町の住民基本台帳に登録されている住所地で、井戸水、山水、谷水又は地下水等を生活用水として使用している世帯の世帯主。ただし、同一の住所地に2世帯以上ある場合は、当該世帯主の代表者になります。
- A 会津坂下町内において、井戸水、山水、谷水又は地下水等を、給水装置を介して直接事業活動に使用している事業所又は事務所を有する法人で、継続的に事業を営むもの
- A 会津坂下町の住民基本台帳に記録されている者のうち、引き続き会津坂下町の住民基本台帳に記録されている個人であって、井戸水、山水、谷水又は地下水等を、給水装置を介して直接事業活動に使用し事業を営む者

#### Q 給付金は、一人当たり21,564円ですか？

- A 給付金は、一世帯21,564円です。

#### Q 給付金は、従業員一人当たり7,188円ですか？

- A 給付金は、一事業者7,188円です。

### 給付金の申請に関すること

#### Q 給付金の申請は、誰が行うのですか？

- A 申請者は、世帯主となります。事業者の場合は、法人名又は個人事業者名となります。

#### Q 申請書は送られてくるのですか？

- A 発送の準備が整い次第、世帯主、事業者宛てに郵送いたします。なお、お手元に届かない場合は、町ホームページからダウンロードいただくか、役場建設課上下水道班でお受け取りください。

#### Q 給付金は申請しないと交付を受けられないのですか？

- A 申請が必要です。なお、受付期間は令和7年6月1日から令和8年3月末日までとなっています。

### 給付金の交付に関すること

#### Q 給付金は今後も交付されるのですか？

- A 給付金交付は、一世帯、一事業者、一回だけとなります。

#### Q 給付金はいつ頃交付されますか？

- A 申請書受付後、内容に問題がなければ、随時交付していきます。